

乙第5号証

○鈴木(鷹)委員 立憲民主党・無所属の鈴木庸介

です。

今日は、最高裁の方に、裁判官の仕事量と給与のバランス、さらには労働環境についてお伺いをさせていただきたいと思います。

まず、現在の裁判官の報酬は、誰が、どのような判断で、俸給に影響する形で決定をしているんでしょうか。

○徳岡最高裁判所長官代理者 お答え申し上げます。

裁判官が裁判官報酬法に定められたいかなる号の報酬を受けるかにつきましては、裁判官報酬法三条によりまして、最高裁判所が定めることとされております。

裁判官在任後約二十年の間は、同時に裁判官となつた者がおおむね同時期に昇給する運用が行われており、約二十年を経過した後は、当該裁判官の経験年数のほか、ボストや勤務状況等を考慮して、各高等裁判所の意見を聞いた上で、最高裁判所の裁判官会議において決定しているところでござります。

○鈴木(鷹)委員 イギリスとかフランスとかドイツとかは、どの国の裁判所も大体一千円ぐらいいからお給料はスタートしているんですね。ただ、その一方で、日本は、裁判官の給料は大体五百七十万円からのスタートで、十年かけてようやく一千万円ぐらいに行くのですが、これは当然物価水準に照らして議論しなくてはいけないとは思うんですけども、一般に、職責に応じては安いのではないかなどという感触を私は持つております。

御案内のように、裁判官の皆さんには残業手当や休日手当などは支給されません。百九十二回国会のときのこちらの衆議院法務委員会での答弁で、裁判官及び検察官に超過勤務手当、夜勤手当、休日給等が支給されない理由について、こう答弁されていらっしゃいます。裁判官については、事件の適正迅速な処理のために、夜間など一般職の職員の勤務時間外において

これは分かるんですよ。これは分かるんです。

でもこれに対処することが要求される場合が少なくてないわけであり、一般職の職員と同様の勤務時間を見越すことが困難であるとおっしゃっています。

これは分かるんですよ。これは分かるんですけども、同じ国会で、例えば、まず、民事訴訟事件を担当する裁判官を例に取ると、裁判官は、開廷日は、開廷前に担当書記官とのミーティングから始まり、ほほ間断なく、終日、法廷に入つて審理を行い、開廷しない日であつても、弁論準備手続、和解を行うことがあります。記録の精査あるいは

判決の起案などを行うのは、一般職員でいうところの勤務時間外あるいは休日ということも多く、あるいは、平日帰宅した後でも、夕食を済ませてからまた持ち帰った記録の検討を始めて、それが深夜に及ぶこともあります。

さらに、民事訴訟を担当する裁判官について申し上げると、公判前整理手続や法廷における審理が終日行われており、併せて、被告人の保釈請求に対する判断も行つてゐるが、これらの記録の精査や合議が深夜に及ぶこともある。

さういふことから、午後六時まで空調の運転を行つておりますけれども、申請は、例えば数日

延長の申請がありますれば、運転の延長をしていきます。

○鈴木(鷹)委員 そうなんですよ。延長の申請が

ないと止まつちやうんですね。延長の申請があつても八時までしかエアコンがつかない、それ以降は延長の申請が極めて難しくなるというようなお話を伺つたんですけれども、それは本当でしょうか。

○鈴木(鷹)委員 そんなんですよ。延長の申請が

毎日求められている本当に大変な職場だと思うんですが、この給与水準と勤務環境を比較して、最高裁としてはどう評価していらっしゃいます

でしょうか。

○鈴木(鷹)委員 そんなんですよ。延長の申請が

毎日求められている本当に大変な職場だと思うんですが、この給与水準と勤務環境を比較して、最高裁としてはどう評価していらっしゃいます

でしょうか。